

# 大雨、台風等の自然災害が予想される場合の対応について

県立伊集院高等学校  
令和4年5月13日(金)

## I 学校から連絡がある場合

気象庁等の情報を基に、自宅待機、臨時休校等の対応を前日あるいは当日の午前6時をめどに、「伊集院高安心メール」、HP、緊急連絡網で連絡する。

- 参考にする情報：気象庁の防災気象情報、「市町村長」が発令する避難情報。
- 判断の目安：市町村長からの避難情報（「警戒レベル4（避難勧告、避難指示）」以上）。

## II 学校から連絡が無い場合

- 1 自宅を出る時点（午前6時半めど）で公共の交通機関が運休の場合、自宅待機とする。
  - \* 復旧予定が正午以降になる場合は、無理に登校しない。
  - \* 公共交通機関を利用しない生徒は、安全に登下校できる場合には登校する。
- 2 公共交通機関が運行していても、安全に登校できないと判断される場合、自宅待機とする。
  - \* 後日、理由の確認を行う。
- 3 公共交通機関の運行が午前中に再開され、安全に登校できると判断されるときは登校する。
- 4 自身の居住する市町村に警報（「大雨警報」、「高潮警報」等）が発表されている場合は、実際の状況に応じて、自宅待機とする。
  - \* 警報が解除になった場合は、安全を確認して登校する。
- 5 自身の居住する市町村長から避難情報（「警戒レベル4」以上）が発表されている場合は登校せず、警戒レベルに応じた避難行動をとる。

## III 生徒の登校中に警報等が発表された場合

駅等の安全な場所で待機し、保護者・学校に連絡する。

## IV 生徒の登校後に警報等が発表された場合

生徒の安全を最優先とし、学校が判断する。

## V 生徒が在校している時点で、翌日以降の危険が予想される場合

下校までに、連絡する。

### ■ 「震度5強」以上の地震の発生に対する対応について

「0時から6時までに発生した場合」 → 当日、臨時休校とする。

「17時から24時までに発生した場合」 → 翌日、臨時休校とする。

### ☆ 出席等の扱い（課外、模擬試験、自習の場合も同様）について

- ・ 上記の場合の欠課、欠席は、原則出席停止とする。
- ・ 警報、避難勧告が発表されていない場合も、居住地の状況によって、危険が予想されると保護者が判断した時は、自宅待機とし、後日状況確認の上、出席停止の対象とする。